

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（第一条関係）	1
○ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）（第二条関係）	46
○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第三条関係）	47
○ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）（第四条関係）	48
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第五条関係）	49
○ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（第六条関係）	50
○ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）（第七条関係）	51
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（第八条関係）	52
○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（第九条関係）	53
○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（附則第六条関係）	55
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）（附則第七条関係）	56
○ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）（附則第八条関係）	57
○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）（附則第九条関係）	62
○ 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）（附則第十条関係）	63

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（傍線部分は改正部分）（第一条関係）

改正案	現行
(目的) 第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。 (定義) 第二条 (略) 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当	(目的) 第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。 (定義) 第二条 (略) 2 (同上) 一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは

該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪

二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばイ、ロ又は二に掲げる罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供された資金

イ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の十（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 二 （略）

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第

当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 （同上）

イ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の十（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 二 （略）

三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為が地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

二項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪

（略）

四

第六條の二（テロリズム集団その他の組織的犯罪

集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

3

4 （略）

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6

7 （略）

（組織的な殺人等）

第三条 （略）

2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六條の二第二項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若し

四 （略）

（新設）

3

4 （略）

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6

7 （略）

（組織的な殺人等）

第三条 （略）

2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、

くは拡大する目的で、前項各号（第五号、第六号及び第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を

前項各号（第五号、第六号及び第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

（新設）

維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

(証人等買収)

第七条の二 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（次号に掲げる罪を除く。）

二 別表第一に掲げる罪

2 | 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項

(新設)

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 (略)

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

一 四 (略)

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和三十年法律第七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

六 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号

(第二十九条(不正の手段による交付金等の受交付等)の罪

七 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和

五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平

成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪

九 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第

二百五十五条(詐欺再生)の罪

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 (略)

2 (同上)

一 四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二

百六十六条（詐欺更生）の罪

十一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六

十五条（詐欺破産）の罪

十二 （略）

（罰する）

3 5 （略）

（没収保全命令）

第二十二條 裁判所は、第二條第二項第一号イ若しくは

ロ若しくは第十一條の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 6 （略）

（追徴保全命令）

第四十二條 裁判所は、第二條第二項第一号イ若しくは

ロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十條第三項若しくは第十一條の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴す

（新設）

（新設）

五 （略）

六 別表第四十一号、第五十二号、第六十五号、第七

十一号、第七十六号又は第七十八号に掲げる罪

3 5 （略）

（没収保全命令）

第二十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二

号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に関し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができるもの（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 6 （略）

（追徴保全命令）

第四十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二

号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に関し、こ

べき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができ

2
5 (略)

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

2
3 二七 (略)

の法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することが

2
5 (略)

(共助の実施)

第五十九条 (同上)

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

2
3 二七 (略)

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同条の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

別表第一(第二条、第七条の二関係)

一 第六条の二(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)の罪

二 第七条の二(証人等買収)の罪

三 第十条(犯罪収益等隠匿)若しくは第十一条(犯罪収益等收受)の罪又は麻薬特例法第六条(薬物犯罪収益等隠匿)若しくは第七条(薬物犯罪収益等收受)の罪

四 刑法第一百五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、同法第一百五十六条(有印虚偽公文書作成等)の罪(同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。)、又は同法第一百五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪

五 刑法第九十七条から第九十九条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)又は第九十八条(

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

別表(第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十九条関係)

一 第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十条第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二 刑法第九十六条の五(加重封印等破棄等)の罪

ロ 刑法第八八条(現住建造物等放火)、第九十条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第九十条第一項(建造物等以外放火)の罪、同法第一百五十六条の規定により同法第九十条第一項若しくは第九十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第一百条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪

ハ 刑法第三十七条(あへん煙吸食器具輸入等)若しくは第三十九条第二項(あへん煙吸食のため場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

贈賄)の罪

六 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

七 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

八 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十条第一項第一号(不法入国)、第二号(不法上陸)若しくは第五号(不法残留)若しくは第二項(不法在留)の罪(正犯により犯されたものを除く。)、同法第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)若しくは第七十四条の四(集団密航者の収受等)の罪、同法第七十四条の六(不法入国等援助)の罪(同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。)、同法第七十四条の六の二第一項第一号(難民旅行証明書等の不正受交付)若しくは第二号(偽造外国旅券等の所持等)若しくは第二項(営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等)の罪、同法第七十四条の六の三(未遂罪)の罪(同法第七十四条の六の二第一項第三号及び第四号の罪に係る部分を除く。)、又は同法第七十四条の八(不法入国者等の蔵匿等)の罪

九 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二

二 刑法第四百八条(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百九条(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五百十三条(通貨偽造等準備)の罪

ホ 刑法第五百十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五百七条第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第五百七条第一項の罪の未遂罪を除く。)、に係る同法第五百十八条(偽造公文書行使等)の罪、同法第五百十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ヘ 刑法第六十二条(有価証券偽造等)又は第六十三条(偽造有価証券行使等)の罪

ト 刑法第六十三条の二から第六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

チ 刑法第七十五条(わいせつ物頒布等)の罪

リ 刑法第八十六条(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪

又 刑法第九十七条から第九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪

十三条第一項第一号（旅券等の不正受交付）若しくは第三号から第五号まで（自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等）若しくは第二項（営利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれらの罪に係る同条第三項（未遂罪）の罪

十 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪を除く。）

ロ この表に掲げる罪

ル 刑法第九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
ヲ 刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪

ワ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百三十一条（逮捕等致死傷）の罪

カ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

ヨ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵害、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）又は第二百四十三条（未遂罪）の罪

タ 刑法第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪

レ 刑法第二百五十三条（業務上横領）の罪

ソ 刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪

ツ 刑法第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）の罪又は同条の例により処断すべき罪

三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第六条まで（爆発物の使用、製造等）の罪

四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十

六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪

五 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪

六 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪

七 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盜致傷等)の罪

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十八条第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十九条の六第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三条(暴行等による職業紹介等)の罪

十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十条第一項(児童淫行)の罪

十二 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪

十三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)

- 、第百九十七条の第二十一号から第十五号まで（内部者取引等）又は第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪
- 十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条の三（使用等）の罪
- 十六 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第百十一条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 十七 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）第三十条（無資格競馬等）又は第三十二条の二後段（加重収賄）の罪
- 十八 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一条の七から第七十一条の十まで（役員の特別背任、代表社会医療法人債権者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使等）又は第七十一条の十二第一項（社会医療法人債権者の権利の行使に関する収賄）の罪
- 二十 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）又は第六十条後段（加重収賄）の罪
- 二十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十九条の三第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 二十二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第

百八十一号) 第一百十二条の三(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号) 第十条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十四 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号) 第七十七条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲り受けた権利の実行)の罪

二十五 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

二十六 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号) 第六十一条(無資格小型自動車競走等)又は第六十五条後段(加重収賄)の罪

二十七 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第三百六十三条第九号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第三条の違反行為に係る同法第二十四条第三号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四条の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪

二十九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) 第二百二十八条(執行役員等の特別背任)、第二百二十八条の二(代表投資法人債権者等の特別背任)、第二百三十条(虚偽文

書行使等)、第二百三十四条第一項(投資主等の権利の行使に関する収賄)、第二百三十六條第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)又は第二百四十三條第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十條の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五條(無資格モーターボート競走等)又は第七十二條後段(加重収賄)の罪

三十二 覚せい剤取締法第四十一條の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一條の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一條の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一條の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一條の十三(覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋)の罪

三十三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三條の二第一項(不法就労助長)、第七十三條の三(在留カード偽造等)、第七十三條の四(偽造在留カード等所持)、第七十三條の五(在留カード偽造等準備)、第七十四條(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四條の二(集団密航者の輸送)、第七十四條の四(集団密航者の收受等)若しくは第七十四條の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四條の八第二項(営利目的の不法入国者等の藏匿等)の罪若しくはその

未遂罪

三十四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二十五条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十五 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の三（ジアセチルモルヒネ等の施用等）又は第六十六条の二（麻薬の施用等）の罪

三十六 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百五号）第三十一条（銃砲の無許可製造）、第三十一条の二（銃砲弾の無許可製造）若しくは第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）の罪又は猟銃の製造に係る同条第四号（猟銃の無許可製造）の罪

三十七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第百条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十八 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百八条の四から第百九条の二まで（輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等）の罪

三十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五条の二第一項（高保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）若しくは第八条第一項（高金利等の脱法行為）若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為）の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証

して行う出資金の受入れ等)の罪

四十 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重収賄)の罪

四十一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

四十二 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による売春)、第八条第一項(対償の收受等)、第十条(売春をさせる契約)、第十一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪

四十三 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(拳銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(猟銃の所持等、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪

四十四 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第百九十六条又は第百九十六条の二(特許権等の侵害

（の罪）

四十五 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十八条又は第七十八条の二（商標權等の侵害）の罪

四十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）又は第八十四条第九号（業として行う医薬品の販売等）の罪

四十七 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十一条（設立委員の特別背任）又は第七十三条第一項（株主等の権利の行使に関する収賄）の罪

四十八 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪

四十九 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条（航空機の強取等）、第二条（航空機強取等致死）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

五十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十五条第一項第一号（無許可廃棄物処理業）、第七号（名義貸し）、第八号（廃棄物処理施設の無許可設置）、第十三号（産業廃棄物の処理の受託）若しくは第十四号（不法投棄）の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項（不法投棄の罪に係る未遂罪）の罪

五十一 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する

る法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条から第五条まで（航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪）の罪

五十二 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第四条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪

五十三 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）第五条（開設等）の罪

五十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

五十五 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条（生物兵器等の使用等）又は第十条（生物兵器等の製造等）の罪

五十六 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号（無登録営業）の罪

五十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条（有害業務目的労働者派遣）の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪

五十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十六条から第二十八条まで（

特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書等所持、特別永住者証明書偽造等準備）の罪

五十九 麻薬特例法第六条第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第二項（未遂罪）の罪

六十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五十七条（虚偽文書行使等）の罪

六十一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

六十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条から第四十条まで（化学兵器の使用、製造等）の罪

六十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条（発散）又は第六条第一項から第三項まで（製造等）の罪

六十四 保険業法（平成七年法律第五号）第三百七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）、第三百二十二条（取締役等の特別背任）、第三百二十三條（代表社債権者等の特別背任）、第三百二十五条（虚偽文書行使等）、第三百二十九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

六十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

六十六 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪

六十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）又は第三十七条後段（加重収賄）の罪

六十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）、第三百二条（取締役等の特別背任）、第三百三条（代表特定社債権者等の特別背任）、第三百五条（虚偽文書行使等）、第三百九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百十一条第三項（社員等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第六項（社員等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

六十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十七条（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項から第三項まで（一種病原体等の輸入）、第六十九条（一種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪

七十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条（児童買春周旋）、第六条第二項（業として行う児童買春勧誘）、第七条第四項から第六項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）又は第八条（児童買春等目的的人身売買等）の罪

七十一 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

（第二百五十五条（詐欺再生）の罪

七十二 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第四百十六号）第十六条（人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植）の罪

七十三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百八十八条第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪

七十四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条から第五条まで（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

七十六 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

七十七 仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第五十条から第五十二条まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄）の罪

七十八 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

七十九 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

八十 会社法第九百六十条から第九百六十二条まで（特別背任、未遂罪）、第九百六十四条（虚偽文書行

使等)、第九百六十八条第一項(株主等の権利の行使に関する収賄)又は第九百七十条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪

八十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪

八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条から第八条まで(放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、特定核燃料の輸出入、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで(船舶の強取等)又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪

八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第五十一条(特定個人情報ファイルの提供)、第五十二条(個人番号の提供及び盗用)又は第五十四条第一項(詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪

別表第二（第二条関係）

- 一 刑法第六十三條の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪、同法第六十三條の五（未遂罪）の罪（同法第六十三條の四第一項の罪に係る部分に限る。）又は同法第七十五條（わいせつ物頒布等）若しくは第八十六條第一項（常習賭博）の罪
- 二 金融機關の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八條第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百條第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 五 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九條第一号（無許可營業）の罪
- 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八條の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十九條の三第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八

（新設）

- 十一号) 第一百十二条の三(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 九 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号) 第十条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号) 第七十条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲り受けた権利の実行)の罪
- 十一 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第三百六十三号第九号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号) 第二十四条第一号(無登録販売等)の罪(同法第三条の違反行為に係るものに限り。)又は同法第二十四条の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪
- 十三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二百三十六号第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)又は第二百四十三号第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第九十条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十五 覚せい剤取締法第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋)の罪
- 十六 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第二項(不法就労助長)又は第七十三条の五(在留カ)

ド偽造等準備)の罪

十七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)の罪

十九 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第一百条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪(同法第一条又は第二条第一項の違反行為に係るものに限る。)

二十一 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による売春)又は第十条(売春をさせる契約)の罪

二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四

十五号) 第八十四条第九号(無許可医薬品販売業)の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第百一号)第五条(開設等)の罪

二十五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)の罪(同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。)

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十八条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪

二十八 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十九 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百十七条の二第二号(損失補填に係る利益の收受等)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)の罪

三十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の收受等)又は第三百十一条第三項(社員等の権利等の行使に関する利益の受供与)の罪

三十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号

（第九十九条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第五条（公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等）の罪

三十三 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十四 会社法第九百七十条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第六条第三項（特定核燃料物質の輸出入の予備）の罪

三十六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四十九条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十一条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

別表第三（第六条の二関係）

一 第三条（組織的な殺人等）、第九条第一項から第三項まで（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）、第十条第一項（犯罪収益等

（新設）

隠匿)又は第十一條(犯罪収益等收受)の罪

二イ 刑法第七十七條第一項(内乱)の罪(同項第三号に係る部分を除く。)(又は同法第七十九條(内乱等幫助)の罪(同項の罪(同項第三号に係る部分に限る。)(及び同法第七十七條第二項の罪に係るものを除く。))

ロ 刑法第八十一條(外患誘致)又は第八十二條(外患援助)の罪

ハ 刑法第六六條(騒乱)の罪(同條第三号に係る部分を除く。)

ニ 刑法第八八條(現住建造物等放火)、第九九條第一項(非現住建造物等放火)若しくは第一百十條第一項(建造物等以外放火)の罪又は同法第一百十七條第一項(激発物破裂)の罪(同法第八八條、第九九條第一項又は第一百十條第一項の例により処断すべきものに限る。)

ホ 刑法第九九條(現住建造物等浸害)又は第一百二十條(非現住建造物等浸害)の罪

ヘ 刑法第二百二十五條(往来危険)又は第二百六六條第一項若しくは第二項(汽車転覆等)の罪

ト 刑法第三百三十六條(あへん煙輸入等)、第三百三十七條(あへん煙吸食器具輸入等)又は第三百三十九條第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪

チ 刑法第四百十三條(水道汚染)、第四百十六條前段(水道毒物等混入)又は第四百十七條(水道損壊及び閉塞)の罪

リ 刑法第四百十八條(通貨偽造及び行使等)又は

第四百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪

又 刑法第五百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第五百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第五百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限り。）若しくは同法第五百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第五百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第五百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条第一項（偽造私文書等行使）の罪又は同法第六十一条の二第一項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ル 刑法第六十二条（有価証券偽造等）又は第六十三条第一項（偽造有価証券行使等）の罪

ヲ 刑法第六十三条の二（支払用カード電磁的記録不正作出等）又は第六十三条の三（不正電磁的記録カード所持）の罪

ワ 刑法第六十五条（公印偽造及び不正使用等）の罪

カ 刑法第七十六条から第七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪

ヨ 刑法第九十一条（墳墓発掘死体損壊等）の罪
タ 刑法第九十七条第一項前段（収賄）若しくは第二項（事前収賄）、第九十七条の二から第九十七条の四まで（第三者供賄、加重収賄及び事

後収賄、あつせん収賄）又は第百九十八条（贈賄）の罪

レ 刑法第二百四条（傷害）の罪

ソ 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）

、第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）

第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）

、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは

第五項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略

取者等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項

、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪

ツ 刑法第二百三十四条の二第一項（電子計算機損

壊等業務妨害）の罪

ネ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（

窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条（事

後強盗）又は第二百三十九条（昏酔強盗）の罪

ナ 刑法第二百四十六条の二から第二百四十八条ま

で（電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺）の罪

ラ 刑法第二百五十二条（横領）の罪

ム 刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等

）の罪

三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二

号）第一条（爆発物の使用）又は第三条、第五条若

しくは第六条（爆発物の製造等）の罪

四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変

造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十

六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨

幣等の輸入）又は第三条第一項（偽造外国流通貨幣

等の行使等)の罪

五 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条第一項(偽造印紙等の使用等)の罪

六 海底電信線保護万国連合条約罰則(大正五年法律第二十号)第一条第一項(海底電信線の損壊)の罪

七 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七条(強制労働)の罪

八 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第六十三条(暴行等による職業紹介等)の罪

九 児童福祉法第六十条第一項(児童淫行)の罪又は同条第二項(児童の引渡し及び支配)の罪(同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。)

十 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十条第一項(切手類の偽造等)の罪

十一 金融商品取引法第九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)又は第九十七条の二(内部者取引等)の罪

十二 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条第一項(大麻の栽培等)、第二十四条の二第一項(大麻の所持等)又は第二十四条の三第一項(大麻の使用等)の罪

十三 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第一百十一条(暴行等による船員職業紹介等)の罪

十四 競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)第三十条(無資格競馬等)の罪

十五 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)

第五十六條（無資格自転車競走等）の罪

十六 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項若しくは第二項（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）又は第六十九条の七第一項（特定技術提供目的の無許可取引等）の罪

十七 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八條の二第一項（電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等）の罪

十八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条（無資格小型自動車競走等）の罪

十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（第九十三条（重要文化財の無許可輸出）、第九十五条第一項（重要文化財の損壊等）又は第九十六条第一項（史跡名勝天然記念物の滅失等））の罪

二十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の三十三第一項（軽油等の不正製造）又は第四百四十四條の四十一第一項から第三項まで若しくは第五項（軽油引取税に係る脱税）の罪

二十一 商品先物取引法第三百五十六條（商品市場における取引等に関する風説の流布等）の罪

二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（第一百條第一項（自動車道における自動車往来危険）又は第一百條第一項（事業用自動車の転覆等））の罪

二十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十六條第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条（無資格モーターボート競走等）の罪

二十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第九十八条（保安林の区域内における森林窃盗）

第二百一条第二項（森林窃盗の贓物の運搬等）又は第二百一条第一項（他人の森林への放火）の罪

二十六 覚せい剤取締法第四十一条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十一条の二第一項若しくは第二項（覚醒剤の所持等）、第四十一条の三第一項若しくは第二項（覚醒剤の使用等）又は第四十一条の四第一項（管理外覚醒剤の施用等）の罪

二十七 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十条の三第一項から第三項まで（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード所持）、第七十四条第一項（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四第一項（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）、又は同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等）若しくは第七十四条の八第一項若しくは第二

項（不法入国者等の藏匿等）の罪

二十八 旅券法第二十三条第一項（旅券等の不正受交付等）の罪

二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）第五条（軍用物の損壊等）の罪

三十 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条第一項（ジアセチルモルヒネ等の輸入等）、第六十四条の二第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の製剤等）、第六十四条の三第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の施用等）、第六十五条第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等）、第六十六条第一項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等）、第六十六条の二第一項（麻薬の施用等）、第六十六条の三第一項（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四第二項（営利目的の向精神薬の譲渡等）の罪

三十一 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十三条第一項（有線電気通信設備の損壊等）の罪

三十二 武器等製造法第三十一条第一項（銃砲の無許可製造）若しくは第三十一条の二第一項（銃砲弾の無許可製造）の罪又は同法第三十一条の三第四号（猟銃等の無許可製造）の罪（猟銃の製造に係るものに限る。）

三十三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

第百九十二条第一項（ガス工作物の損壊等）の罪

三十四 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物の輸出）、第百九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の輸入）、第百九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等）、第百十条第一項若しくは第二項（偽りにより関税を免れる行為等）、第百十一条第一項若しくは第二項（無許可輸出等）又は第百十二条第一項（輸出してはならない貨物の運搬等）の罪

三十五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十一条第一項若しくは第二項（けしの栽培等）又は第五十二条第一項（あへの譲渡し等）の罪

三十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

第百二十一条（自衛隊の所有する武器等の損壊等）の罪

三十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五条の二第一項（高保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）又は第八条第一項若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為等）の罪

三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

三十九 売春防止法第八条第一項（対償の收受等）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十

二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪

四十 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十六条第一項（高速自動車国道の損壊等）の罪

四十一 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第五十一条第一項（水道施設の損壊等）の罪

四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十一条の第二項（拳銃等の輸入）、第三十一条の第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の第四項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為）、第三十一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項（猟銃の所持等）又は第三十一条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪

四十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十四条第一項（公共下水道の施設の損壊等）の罪

四十四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百九十六条又は第一百九十六条の二（特許権等の侵害）の罪

四十五 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十六条（実用新案権等の侵害）の罪

四十六 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十九条又は第六十九条の二（意匠権等の侵害）の罪

- 四十七 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十八条又は第七十八条の二（商標權等の侵害）の罪
- 四十八 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十五條（不正な信号機の操作等）の罪
- 四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）の罪
- 五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百一十一号）第二条第一項（自動列車制御設備の損壊等）の罪
- 五十一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十五條第一項（電気工作物の損壊等）の罪
- 五十二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九條第一項（偽りにより所得税を免れる行為等）又は第二百四十條第一項（所得税の不納付）の罪
- 五十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百五十九條第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪
- 五十四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第百二号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪
- 五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九條第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪

五十六 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪

五十八 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火炎びんの使用）の罪

五十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（熱供給施設の損壊等）の罪

六十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機の破壊等）又は第四条（業務中の航空機内への爆発物等の持込み）の罪

六十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条第一項若しくは第二条（人質による強要等）又は第二条（加重人質強要）の罪

六十二 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項（生物兵器等の使用）若しくは第二項（生物剤等の発散）又は第十条第一項（生物兵器等の製造）若しくは第二項（生物兵器等の所持等）の罪

六十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪

六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条（有害業務目的の労働者派遣）の罪

六十五 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三十三号）第九条第一項（流通食品への毒物の混入等）の罪

六十六 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十四条第一項又は第四項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪

六十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十六条第一項から第三項まで（特別永住者証明書の偽造等）又は第二十七条（偽造特別永住者証明書等の所持）の罪

六十八 麻薬特例法第六条第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

六十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等）の罪

七十 不正競争防止法第二十一条第一項から第三項まで（営業秘密の不正取得等）の罪

七十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（毒性物質等の発散）又は第三十九条第一項から第三項まで（化学兵器の製造等）の罪

七十二 サリン等による人身被害の防止に関する法律

第五條第一項（サリン等の發散）又は第六條第一項（サリン等の製造等）の罪

七十三 保險業法第三百三十一條第四項（株主等の權利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

七十四 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百號）第二十條第一項（臓器売買等）の罪

七十五 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三號）第三十二條（無資格スポーツ振興投票）の罪

七十六 種苗法（平成十年法律第八十三號）第六十七條（育成者權等の侵害）の罪

七十七 資産の流動化に関する法律第三百十一條第六項（社員等の權利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

七十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四號）第六十七條第一項（一種病原体等の發散）、第六十八條第一項若しくは第二項（一種病原体等の輸入）、第六十九條第一項（一種病原体等の所持等）又は第七十條（二種病原体等の輸入）の罪

七十九 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百十六號）第二十二條第一項（対人地雷の製造）又は第二十三條（対人地雷の所持）の罪

八十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二號）第五條第一項（児童買春周旋）、

第六条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪

八十一 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

八十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで若しくは第四条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為）の罪

八十四 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪

八十五 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

八十六 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預払い、株式の超過発行）、第九百六十八条（株主等の権利の行使に関する贈収賄）又は第九百七十条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与

等についての威迫行為)の罪

八十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項(放射線の発散等)、第四条第一項(原子核分裂等装置の製造)、第五条第一項若しくは第二項(原子核分裂等装置の所持等)、第六条第一項(特定核燃料物質の輸出入)、第七条(放射性物質等の使用の告知による脅迫)又は第八条(特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項(海賊行為)の罪

八十九 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第二十一条第一項(クラスター弾等の製造)又は第十二条(クラスター弾等の所持)の罪

九十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第六十条第一項(汚染廃棄物等の投棄等)の罪

別表第四(第六条の二関係)

一 別表第三に掲げる罪(次に掲げる罪を除く。)

イ 第十一条(犯罪収益等收受)の罪

ロ 刑法第七十七条第一項(内乱)の罪(同項第三号に係る部分を除く。)、並びに同法第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)及び第百九十八条(贈賄)の罪

(新設)

ハ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪

ニ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）

ホ 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の蔵匿等）の罪

ヘ 麻薬特例法第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

二 第七条（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）又は第七条の二第二項（証人等買収）の罪

三イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪
ロ 刑法第六十九条（偽証）の罪

四 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製造等の犯人の蔵匿等）の罪

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本

国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪

六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪

○ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）（第二条関係）

改正案	現行
第十条 第一条乃至第六条ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二ノ例ニ従フ	第十条 第一条乃至第三条ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二ノ例ニ従フ

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第三条関係）

改正案	現行
（国民の国外犯） 第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。 一、五（略） 六、第百九十八条（贈賄）の罪 七、十七（略）	（国民の国外犯） 第三条 （同上） 一、五（略） （新設） 六、十六（略）

○ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）（第四条関係）

改正案	現行
第一条ノ三（略） ② 前項（刑法第二百四条ニ係ル部分ヲ除ク）ノ罪ハ同法第四条の二ノ例ニ從フ	第一条ノ三（略） （新設）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第五条関係）

改正案	現行
第六十条（略） ②③④（略） ⑤ 第一項及び第二項（第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第四条の二の例に従う。	第六十条（略） ②③④（略） ⑤ 第二項（第三十四条第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

○ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（第六条関係）

改正案	現行
第十一条 前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。	第十一条 第九条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

○ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）（第七条関係）

改正案	現行
第八条 第五条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。	第八条 第五条第一項及び第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第八条関係）

改正案

現行

（捜査機関等への情報提供等）

（捜査機関等への情報提供等）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二十条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2
5
（略）

2
5
（略）

第十三条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（第九条関係）

改正案	現行
（証人等買収） 第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 （組織的な犯罪に係る証拠隠滅等） 第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。）により反復して行われるものをいう。次項において同じ。）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三条（第五十三条第二項を除く。次項において同じ。）のいずれかに該当する行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2 規程が定める罪が、団体に不正権益（団体の威力に基づき一定の地域又は分野における支配力であつて、	第五十五条 削除 （組織的な犯罪に係る証拠隠滅等） 第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。）により反復して行われるものをいう。次項において同じ。）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第五十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2 規程が定める罪が、団体に不正権益（団体の威力に基づき一定の地域又は分野における支配力であつて、

当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。一を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、その罪に係る管轄刑事事件について前三条のいずれかに該当する行為をした者も、前項と同様とする。

当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。一を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で犯された場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第五十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者も、前項と同様とする。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（附則第六条関係）

改正案	現行
第二十六条（略） 2 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。 一 （略） 二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三第一項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件 三・四 （略） 3 （略）	第二十六条（略） 2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定に従う。 一 （略） 二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件 三・四 （略） 3 （略）

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）（附則第七條關係）

改 正 案	現 行
1 3 附 則 (略) (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) 4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。 別表第三第四十号の次に次の一号を加える。 四十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（第七十六条の二第一項（核爆発を生じさせる行為）の罪	1 3 附 則 (略) (新設)

○ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）（附則第八条 関係）

改正案	現行
附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一・二 （略） 三 削除 四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日 五 （略） （経過規定） 第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、	附則 （施行期日） 第一条 （同上） 一・二 （略） 三 附則第五十八条の規定 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日 四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日 五 （略） （経過規定） 第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、

第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

一〇七 （略）

第三条 組織的犯罪処罰法の規定の適用については、次に掲げる罪は、組織的犯罪処罰法第十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。

一〇四 （略）

第四条 削除

第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法（以下「新組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

一〇七 （略）

第三条 新組織的犯罪処罰法の規定の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法第十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。

一〇四 （略）

第四条 新組織的犯罪処罰法の規定（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。第一号及び附則第十八条において「特定資産流動化法等一部改正法」という。）附則第六十五条、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。第二号及び附則第二十条において「職業安定法等一部改正法」という。）附則第十二条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三号及び附則第三十五条において「一般社団・財団法人法等整備法」という。）第四百五十七号又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四号及び附則第三十八条において「証券取引法等一部改正法整備法」という。）第二百十七条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

一 特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十五条第一項並びに第二百三十六条第二項及び第四項の罪

二 職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）附則第六項の罪

三 一般社団・財団法人法等整備法第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における一般社団・財団法人法等整備法第一条の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第

第五条
削除

四十九号) 第五百五十七条の罪

四 証券取引法等一部改正法整備法第二百十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における証券取引法等一部改正法整備法第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号) 第四百四十八条の罪

第五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条

約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下この条及び附則第五十七条において「入管法等一部改正法」という。)の施行の日が施行日後となる場合には、入管法等一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三十三号及び第五十八号の規定の適用については、同表第三十三号中「第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)」とあるのは「第七十三条の二(不法就労助長)」と、同表第五十八号中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書所持、特別永住者証明書偽造等準備)の罪」とあるのは「削除」とする。

(児童買春等処罰法一部改正法の一部改正)

第五十八条 削除

第五十九条 削除

第五十八条 児童買春等処罰法一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第五十九号」を「第七十号」に、「第七条（児童ポルノ頒布等）」を「第七条第四項から第六項まで」に、「第七条第五項（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）」第六項（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等の目的による製造等）若しくは第七項（児童ポルノの不特定又は多数の者に対する提供等の目的による外国への輸入等）」を「第七条第五項から第七項まで」に改める。

（調整規定）

第五十九条 児童買春等処罰法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定（同表第七十号に係る部分に限る。）中「第七条第四項から第六項まで」とあるのは、「第七条第五項から第七項まで」とし、附則第二十七条及び前条の規定は、適用しない。

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）（附則第九条関係）

改正案	現行
第三百五十条の二（略） ② 一、四（略） 五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の罪（いずれも前各号に掲げる者に係る罪を本犯とするものに限る。） ③（略）	第三百五十条の二（略） ② 一、四（略） 五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係る同条の罪（いずれも前各号に掲げる者に係る罪を本犯とするものに限る。） ③（略）

○ 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）（附則第十条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。 別表第二第二十八号中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改める。	附 則 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。 別表第六十一号中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改める。

